

## 令和3年度 中井町行政評価（外部評価） 概要

日程：令和3年10月11日（月）、10月12日（火）  
会場：中井町役場3階 3A会議室

### 【スケジュール】

◎令和3年10月11日（月）

時間	事業名	担当課
13:30～13:40	開会・ガイダンス	事務局
13:45～14:35	国際交流事務	地域防災課
14:40～15:30	G I S 業務委託事務	税務町民課
15:40～16:30	敬老会・敬老祝い金支給事務	健康課

◎令和3年10月12日（火）

時間	事業名	担当課
13:30～13:40	開会・ガイダンス	事務局
13:45～14:35	避難行動要支援者登録事業	福祉課
14:40～15:30	水洗化奨励金等補助事業	環境上下水道課
15:40～16:30	空き家対策に関する事務	企画課

### 【評価の進め方】

実施内容	時間
担当課による事業説明	20分
質疑応答・議論	20分
評価決定・講評	10分
合計	50分

### 【評価基準】

- A：現状どおり事業を進めることが適当（適当）
- B：事業の手段・効率性を改善し効果が高めることが適当（改善・継続）
- C：事業目的や事業主体など抜本的な見直しに適当（抜本的な見直し）
- D：事業の休・廃止を検討（休・廃止）

### 【委員】

- 評価委員：諸坂委員（委員長）、大原委員、村山委員
- 公募委員：杉崎委員、曲淵委員

## 1. ガイダンス

事務局より行政評価の目的、外部評価の進め方、スケジュール等について説明。

## 2. 事業説明・質疑応答・評価

### (1) 国際交流事務

【事業説明】 13:48～14:07 [担当課：地域防災課]

【質疑応答】 14:08～14:28 ●委員長、◎評価委員、○公募委員、□担当課

- : プレゼンの内容で、今までやっていることと、これまでやってきたことが混在していると思う。今までやってきたことに対して、A・B・C・Dで評価していただきたい。
- ◎: 住民の約3%の方が外国人住民との説明があった。昨年度たまたま国勢調査を行ったときに、何家族か外国人住民がいられて、言葉が通じないことがあった。言葉が通じないとコミュニケーションが難しく苦勞した。同じ自治会に外国人住民がいると、言葉が通じなくて行事には参加しづらい状況である。  
外国人住民がいることは今の時代当然である。外国人住民とともに暮らす意識が必要になる。  
説明については、今までこういうことをやってきていて、それがどうだったのかという点がよく分からなかった。
- : 資料3ページのところで、リーフレットやチラシの配架を行っていることを説明した。  
これは県からの取次で対応している。2番目の県主催事業への協力で、今までは町独自の取組ができていなかった。  
なんとか町としても何かやっていきたい。令和2年度から予算を確保して研修をやりたいと考えていたが、コロナの影響で研修が実施できなかったのも、実際にはあまり取組ができていない。  
ただし、今後はやさしい日本語などの取組をやりたい。
- ◎: 「特定失踪者」という言葉があるが、どういう意味か。突然いなくなるということでしょうか。
- : 拉致被害者の関係の啓発として、パネル展示を行っているものである。
- : 特定失踪者パネルを展示することと、今後外国人住民が住みやすい暮らしをつくるということは関係ないということでしょうか。
- : 直接関係ないが、県の取組の中にパネル展示も入っているので入れている。
- : 国際交流事務という観点では、他にも取組があるのではないか。
- : 特定失踪者という点は、国際交流事務でのウエイトは低いと思う。
- : 県主催事業として、他のパネル展示をしているなど、外国人住民が暮らしやすい環境づくりに該当する取組はないのか。
- : 県で外国人向けのリーフレットなどを作っているのも、それを展開している。
- : 資料の3ページ目に丸が3つあって2つ目が特定失踪者。1つ目の丸の特定失踪者のパネルも県が用意してくれているということでしょうか。

- : そのとおりである。
- : 全部県から出されたものを町が受け取って配架・展示しているということでしょうか。
- : そのとおりである。
- : 外国人の方が令和2年で334人いるということ、また短期で町を出てしまう就労者が多いということを見ました。1年以上住所を登録していれば、税金も発生することになると思うが、どのくらいの期間、外国人住民が滞在しているのかの平均値があれば教えてください。イメージでも結構である。
- : 334人の外国人住民がどのくらいの期間滞在しているかのデータはない。  
企業などの周りの話を聞いていると、短期間で帰国する方が多くいると聞いている。
- : 人によって違うということでしょうか。その中でキーパーソンとなるような方を見つけていくということでしょうか。
- : そのとおりである。
- ◎ : 国際交流事務の概要に「事業拡充に向けた調査・研究」と書かれているが、これはどのような調査内容で、何人の方がそれに携わっているのか。  
外国人に対しては、一担当課の問題というよりも、様々な課が関わって解決していくことが必要だと思う。そのために、各課が集まるような会議があるのか。同じような方向性で各課が考えているのかの現状を教えてください。
- : 町のほうでもノウハウがなかったため、出張や研修をする機会が今までなかった。県で行っている研修などに参加させてもらって、近隣自治体の状況などを勉強させていただいている。  
先ほどの説明にもあったように、やさしい日本語を使うことも県の研修で学んだことである。  
外国人住民のコミュニティを作って繋がりを作っていきたい。  
各課との連携というところでは、中井町の方向性として外国人の方はどうやって町の取組を知っていただくか。各課で共通した認識をもってやっていると思うが、国際交流事務の担当課としては、まだまだ勉強不足で、色々な情報を得て各課との連携を密にしていきたい。会議体についても今後検討していきたい。
- : 外国人住民のコミュニティを作っていくのは、地域防災課が担当でよいのか。
- : その予定である。
- : 各課で外国人住民への啓発活動を行っているということでしょうか。
- : そのとおりである。
- : 各課がバラバラにやっている印象があるが、仕方ないという認識か。
- : 現状ではそのようになっているので、今後はリーダーシップをもってやっていきたい。
- : 外国人の方がどうなのかという視点で言われるが、外国人住民が334人もいることさえ知らなかった。今後、中井町民がもっと知っていく必要があると思うが、どのような認識を持っているのか。
- : 自治会など地域の受け入れ体制が十分ではないと承知しているので、今後、自治会への啓発活動をしていきたいと思う。

**【評価】** 14 : 29～14 : 39

◎ : B評価。

町民の3%あまりが外国人住民ということ自体を町民自身が知らないという状況がある。これまでやってきた町の活動が、県から流れてきたものを流しているだけという状況が見られる。町の主体的な取組を期待したい。

◎ : B評価。

担当課が苦慮していることは分かる。外国人の数が急に多くなってきていて、事業が追い付いていないように感じる。ただし、町民の税金で事業を行っているので、有効に税金を活用していただきたい。多文化共生の社会づくりを町でも推進していただきたい。

● : C評価。

事業主体が地域防災課ということであれば、取りまとめを行っていかなければならない。

外国人の方が町に対してどのようなニーズを持っているかを確認していない。外国人が何が一番不満を持っているのか、心配しているのかについて、アンケートをとってニーズを取っていったほうがよい。アンケートを取っていないという点が気になる。

税金を使うという観点からいくと、行政が行うべきこと、社会的に行うべきことについて考えるべき。

行政からの情報発信が足りていないので、どういう仕掛けで外国人に接していくか。

何でもかんでも税金を使って、行政がやるべきではなく、税金を使って行政がやる部分と、社会的に地域がやることの整理ができていない。

何をやるかということと、どのようにやっていくのかという部分が混在してしまっている。発信することが相手方のニーズとずれていると、いらないことを発信してしまうことになる。そこを整理するべき。

皆さんからご指摘はなかったが、第2号様式の時代即応性と持続可能性が担当課として低く評価している。本来、この事業はどうあるべきなのかを考えないといけない。

行政としてやるべき根本は、日本人住民の住みやすさが優先。3%が外国人住民ということは逆に言うと97%は日本人住民。コストのかけ方として、どこを優先するか考えていただきたい。

政策の方向性をもう一度見直すべき。きちっと警戒するべきところは警戒し、融合できるところは融合する。

全体を抜本的に見直すべきだと思う。

**【結果】 B評価**

## (2) GIS業務委託事務

【事業説明】 14：46～15：06 [担当課：税務町民課]

【質疑応答】 15：07～15：27 ●委員長、◎評価委員、○公募委員、□担当課

- ◎：初年度の導入費はどのくらいかかっているか。
- ：スタートが平成12年になり、2,828万円かかっている。
- ◎：当初の導入費用がかなりかかり、継続する費用はそれほどかからないと思う。  
個人的にGISシステムを使っているのでよく分かる。  
水道の事業で活用するシステムと違うということによいか。
- ：航空写真をベースにやっていて、水道のものと異なる。  
道路は道路台帳システムというものが入っている。
- ◎：水道についてもGISの中に取り込めるのか。
- ：最終的には取り込める。
- ◎：GISはデータの改正があったときに、データの修正をやっていないと意味がなくなる。  
1年抜けてしまうと使えなくなってしまう。当初のデータも正確に入れていただきたいが、更新をしっかりやっていただきたい。
- ◎：2点質問がある。  
1点目で、最近よく情報の流出で個人情報が流れてしまう事案が発生している。このシステムについては、情報の流出への対策をどのようにやっているのか。  
また、業務を委託されているが、委託業者へのチェック機能を町としてどのように図っているのかについて説明いただきたい。
- ：情報の漏洩については、固定資産の担当者が3名おり、各人がパスワードを持っていて、他の職員はアクセスできないようになっている。  
水道、道路の関係課でも使用できるとしているが、土地の評価情報などは他の職員では見られない仕組みになっている。  
また、回線についてもLGWANという行政でしかやり取りできないものを使っており、委託業者のパスコもデータを使用できる資格を持っている者になる。  
町とデータセンターの一本のラインでやっているので、情報が他に出ていくということはない。
- ◎：データベースはどこに保管されているのか。
- ：パスコのデータセンターにあり、自然災害が起きてもデータが失われないような場所に設置している。
- ◎：資料17ページの将来的に様々な情報を上乗せさせてやっていくときに、どういう情報が共有されているのかという点が気になってくる。情報の流出防止については、極力流出しないようにしていただきたい。
- ：GISシステムについて、パスコ以外にやっている業者はいないのか。
- ：導入当初に本業務をパスコに委託している。データの統一性や効率化の視点で随意契約をしている。プログラムの変換等、費用面も考慮してパスコにしている。
- ：導入当初はパスコに随意契約か。
- ：平成12年に導入しており、正確な情報が残っていないこともあり分からない。

- : どの自治体もGISシステムを使っているのか。
- : 全国的に8割強程度の自治体が導入している。  
 費用的な面で導入していないのではないかと推測する。  
 県内だと9割以上が導入している。
- : 他の自治体の委託先はパスコなのか。
- : 把握はしていないが、大手の企業であり安定した運営ができているということで、他の自治体もパスコが多いと認識している。
- : 他の自治体とデータのやり取りをすることがあった場合、不具合が発生するか。
- : オンラインのデータのやり取りは今までないが、今後も予定はない。
- : 7月に大雨があった際に、自宅がかなり被害にあった。そのときに瞬時に役場の職員が来てくれた。このGISシステムを活用しているのか。
- : リアルタイムで場所が分かるものではないが、どこどこ付近で被害があったと情報があったときに、所有者や場所を調べることができる。
- : GISのシステムは税務町民課だけで活用していて、将来的には全庁型でやっていくということでよいか。
- : 現時点では、固定資産税の事務の中で扱っている。  
 カーブミラーなどの情報を入れていけば、機能が強化される。今は最低限の航空写真と地番図などになっている。
- : 令和2年の事業の活用部署数が3件となっているが、どういうことか。
- : 税務町民課、まち整備課、地域防災課が利用している。
- : 資料14ページの表で、かなりの人件費が削減されたということで非常に効果的だと思う。この削減されたお金をどのように使うかという点を評価しないといけない。この人件費をどのように分配されるか問われる。  
 資料18ページで全庁型にするとのことで、課題は担当課としてしっかり把握している。この課題に対してどのくらいのコストがかかるのかコスト計算を教えてください。今後のスケジュールについて、将来的ではなく具体的な時期を教えてください。今までGISを使用して、リスクや不安などがあれば教えてください。
- : 質の高い迅速なサービスを求められている中で、GISを活用することで評価制度の向上、迅速なサービスの提供、信頼の高いサービスの提供をやっていきたい。  
 コストの面では試算ができていない。今後、調査をしながら優先順位を付けて連携していきたい。  
 リスク面は特に感じていない。  
 事業効果のところ、人件費が約1名分削減されていることについて、税務町民課の職員が7名から6名に削減されている状況もある。

【評価】 15 : 28～15 : 33

- ◎ : B評価。  
 コンピュータの世界で、使わない手はない。ただ、危険な部分もある。うまく使うことで安心できこれに勝るものはない。人間よりもよっぽど早い。

将来的な部分で、効果を高める方向で進めていただきたい。

◎：B評価。

第2号様式の課題の部分で、3つの課が利用しているが、色んなものが盛り込めるので、うまく利用して地域の方に還元していただきたい。ぜひ課題をクリアしていただけるとよい。

●：B評価。

事業評価の観点から、改善すべき点がないということはない。

他の自治体で事故が起きていて中井町でも事故が起きるかもしれないという視点が必要。

業者との随意契約が今後継続していく可能性がある。

随意契約のほうがコストが下がるなどのメリットがあるかもしれないが、なれ合いになっていくリスクがある。業者も緊張感がなくなると事故が発生する。

随意契約ありきの事業スタイルは見直す必要があるかもしれない。

それを確認する意味で、他の自治体がどの業者に委託しており、中井町と同じ金額で同じレベルのサービスを使えるのかを確認する。そして、それをパスコに提示することで、よりよくなっていくのではないか。費用対効果をもう一度計算しなおしていけばよい。事業の効率性や手段の見直しをしていくべきである。

全庁的に広げていくべきだし、時代の流れからうまくシステムを活用していくべき。業者との緊張感は保ってほしい。

**【結果】 B評価**

### (3) 敬老会・敬老祝い金支給事務

【事業説明】 15：39～15：59 [担当課：健康課]

【質疑応答】 16：00～16：13 ●委員長、◎評価委員、○公募委員、□担当課

- ：地域振興券に変わる場合、金額はどうなるのか。口座振込になるのであれば、地域振興券は難しいのではないか。
- ：金額は今までどおり。  
民生委員さんに依存しているので、そこを変更したい。
- ◎：支給方法を変更するのであれば、条例の変更が必要である。条例の改正前に、この場で評価をするということによいのか。
- ：担当課としては、敬老祝い金支給事業について、現状の支給方法について課題を持っており、皆さんから今後の方向性について意見をいただきたい。皆さんの意見を踏まえて、町の方針を決めていきたい。
- ◎：予算の関係と支払い方法が大きな課題だが、金額的な面は高齢化で支出が増えることは分かるし、それを抑制するということは理解できる。  
支払い方法については、民生委員さんにお世話になっているので改善したいということも分かる。  
支給額について、予算がどんどん上がってしまい抑制しようと思うと、提案されたように改善するしかないように思う。  
予算があつての話なので、どこかの時点で線引きしないといけないと思う。
- ：この事業評価で何に対してA・B・C・Dを付けるのかというと、資料11ページの現状と資料14ページの今後5年間の見込みから、何もやらないとこういうことになるということから評価していただきたい。  
こういう課題があるということは担当課としてしっかり認識できている。今後の方向性もしっかりプレゼンされてしまっている。  
今の事業そのものに対してこれでよいのか、いけないのかという視点で評価をいただきたい。  
それを踏まえての意見になるが、条例の中で第3条において受給資格がある。本町に3か月以上居住する者という部分が気になっている。長寿に対して敬意を払うという観点から言うと、3か月しか居住していなくて支給するということがよいのか疑問である。  
今後の条例改正に併せて、居住要件を見直していただくほうがよいかと思う。  
長く住んでいる方に絞ると、支給人数が減ると感じた。  
担当課のほうで見直しをしてまとめてきているので、それほど質問はない。  
委員会がなければ同じような視点で指摘をしてくると思うので、よろしいのではないかとと思う。  
強いて言うならば、来年度、中井町の給付条例の改正に着手するのがよいと思う。  
その際に、条例改正委員会を設けて審議していくのがよいのではないかと。  
来年度何かしらのアクションを起こして条例改正を進めていただきたい。



**【評価】** 16 : 14～16 : 17

◎ : C評価。

この見直しについて賛成でよい。心が痛む部分はあるものの限りある予算と今後の老人の増加を考えるとやむを得ない。

◎ : C評価。

大変詳細に書いていただいて納得した。ただ、移行する際に過渡期は難しい。これだけの年齢の方が対象で祝い金をもらっていて、急に地域通貨に切り替えとなると、PRをしていかないと切り替えた理由が分からない。PR活動に力を入れていただきたい。いただく高齢者は楽しみにしている実態があるので、配慮していただけるとよい。

● : C評価。

この条例改正は、町の財政のためということが強調されて、町民に正しく認識してもらえるとよい。現金を支給するサービス以外に代替策が展開できるかをセットで考えて、結果的に現金の支給はなくなっても住みよい町になってよかったと町民が思えるような制度改革を進めていただけるのがよい。

町の財政と町民の利益を考え、Win-Winの関係になればよい。

担当課として明確に課題を把握しており、どのように改善するかアイデアがあるので、委員会として指摘することはない。

このプレゼンテーションが来年度に反映されるとよい。

**【結果】** C評価

#### (4) 避難行動要支援者登録事業

【事業説明】 13：35～13：54 [担当課：福祉課]

【質疑応答】 13：55～14：17 ●委員長、◎評価委員、○公募委員、□担当課

- ◎：令和2年度の決算額が68万4千円になるがどのようなことにこの費用がかかっているのか。
- ：名簿の整理に要する人件費である。
- ◎：この制度は災害弱者を救うのが目的だと感じた。登録をしない人については、お願いベースでしかやりようがないのか。
- 昔は向こう三軒両隣でこのような制度はなくても近所で状況が分かっていた。今では自治会にも入らず近所の状況が分からなくなった。
- この制度だけとなると、申請しないと状況が分からない。
- 制度自体はよいが、両隣の関係がなくなった今、自助・共助の状況からどのように考えるか。
- 登録が嫌だという方に対していかにやっていくか。お願いベースならそこまでやらなくてよいがどうするか。
- ：向こう三軒両隣の関係性で成り立っていたが、町民の自主性ではなかなかやっていけなくなってきて、本制度ができてきた。
- 行政がこのような名簿を作って自治会にお渡しして、お知らせをしなくては弱者の支援ができない状況になっている。
- あくまでも本人の同意が必要になっている。本人のご了解を得てやっていくことが制度の基本となっている。介護の情報などをご本人の承諾を得ずにお渡しすることは難しい。個人情報保護も加味しながら制度設計がされている。
- この名簿は平時での情報提供になっている。名簿を活用して要支援者の情報を事前に認識していただく。いざ災害が発生した際で、本人の身体に危険が生じた際には、個人情報の保護が解除されて、別名簿に基づき救助ができる。
- 今ご説明しているのは、普段の地域のコミュニケーションで使用しているもののご理解いただきたい。
- ◎：最後の最後は公助が大事になると思う。できるだけ制度を周知していただいて、一人でも多く命が救えるとよい。
- ◎：民生委員を引き受けて5年目になるので、制度は十分理解しているつもりである。ここ数年、災害の規模の大きさが全世帯共通の被害状況になっていることを鑑みると、この名簿は大変重要である。必要性5点という担当課の評価に同意見である。
- そして、この先災害が小規模になることはないと思う。ますます被害が甚大になると予想される。名簿を作ったからといってそれでよしではない。担当課も同様の考えかと思うが、説明の中で外国人にも呼び掛けという話があった。外国人への申請の説明や具体的な内容の説明についての担当課の努力について伺いたい。
- また、地域に関わると自治会長が関わってくる。自治会長の関係は地域防災課が担当だと思うが、自治会長の中には自治会加入者以外は、本名簿の対象外と考えている方がいると伺った。

したがって、民生委員と自治会長で連携しようと思うと、うまくいかないのではないかと危惧する。よって、他の課との連携状況についてお伺いしたい。

- ：近年、外国人住民が300人を超え、その中に障害手帳を交付されている方もいる。本制度について各種手続きの際にご案内させていただいている。丁寧にご説明し、制度のご理解をいただいていると思っている。
- 自治会長の件は、避難行動要支援者登録制度について自治会長会議の場で説明させていただいている。あくまで自治会に入っている、入っていないに限らず、地域のお付き合いとしてやっていただくようご説明している。
- 近年、自治会の加入率が下がっていると聞いている。若者が転出し高齢者だけの世帯になると、自治会の役ができないとのことで自治会を抜けるということも聞いている。本名簿は、日ごろの地域のお付き合いとしてご利用いただきたい。
- 本制度の対象者としては高齢者が多い。高齢者の関係の所管は健康課であり、地域包括支援センターという組織で、様々な相談を受けたり制度を紹介したりしているので、そのようにして高齢者へのケアをしていきたいと思う。
- ：事業自体はもちろんよいものだと考える。今後、より必要になってくると思う。今現在の事業の進捗状況がどうか。自治会長会議での周知や民生委員さんへの周知もやっていると聞いたが、消防団への周知など他の取組について教えていただきたい。
- ：名簿の整備については、地域の対象になった方にご案内している。転出で対象外になった方を除外している。それを毎年関係団体に提供している。社会福祉協議会にも提供している。社会福祉協議会のほうからも制度の呼びかけを行っている。
- 消防団は町の組織で、中井町の消防は小田原市に委託しており、小田原市に名簿は提供しているが、あくまでも「公」の支援になるので、平常時の支援が本制度になる。発災時には個別に救助に行けないということで、日ごろ共助の中でやっていただきたい。
- ：自治会長が自治会に戻ってどういう話をして決めるかまでは分からないということではないか。自治会に入っていないから、自治会の活動に入らないでほしいと言われるということも日ごろ聞いている。
- ：以前と同じような運営で続けるのはどうかと思う。本制度は非常時の命を守ることに繋がるので、自治会の事情とは別で考えていただきたい。
- 自治会は町の下部組織ではなく、独立している組織なので、町から指導するのではなくご説明している。
- ：若い世代が地域の高齢者を助けなければならないのに、高齢者側からシャットアウトしているようで悲しい。
- ：自治会の規模が小さければ、名簿に登録しなくても日ごろの関係性で承知しているケースもあると思うので、地域によって温度差があるとも考えられる。

【評価】 14：18～14：33

◎：A評価。

命にかかわることで、皆さんが安心・安全で暮らしていけることが必要。

◎：B評価。

この事業は当然進めていただきたいが、課題を拝見すると、まだやれることがあるように感じた。

●：B評価。

個人情報とプライバシーは違う。個人情報は個人情報保護法や保護条例によるもの。淡路島の事例で高齢者の寝ている場所まで分かっているということから、関係性ができていると言えるが、これは個人情報ではなくプライバシーとなる。その方が秘密にした情報である。

個人情報は生きている方にしかないが、プライバシーは亡くなっている方にもある。個人情報とプライバシーの違いについて、自治会長さんのほうで正確な理解ができてるか。

プライバシーを知り得ないと的確な救助ができないとなると、人間関係ができているかが問題になる。そこを整理しないといけないということが重要である。

自治会長会議のときにしっかりご説明いただきたい。自治会長から自治会の方に何を伝えるべきかの教示をしていただきたい。この事業がどうかではなく、マネジメントの部分を見直す必要があるのではないか。

個人情報の取扱いとして、必要最低限の部分に必要な最低限の情報を与えることが前提となる。

情報を提供しっぱなしなのか、提供した後は返してもらうのかという点については、どこで個人情報が漏洩されるか分からないので、取扱いについてしっかりしないといけない。

この事業の重要性は分かるが、支援するほうも命懸けだという視点が必要。支援する方が一般の方となれば、ボランティアで支援することになり、限界を感じながら自助するという点を考えていただきたい。

この制度をもっときめ細かく分解して検討していくことはできる。リストに載らないとどういうことになるのかというマイナスイメージをいかに具体的にイメージさせられているかという点をリアリティを持って伝えられるか。これは誘導。危機感の共有。

行政指導のアプローチとして、こちら側が持っている危機感の分量を共有すること。

コミュニケーション能力の問題にもなるので、日ごろの事務を見直していただければと思う。

事業自体は否定するものではないが、やり方の問題だと思う。

**【結果】 B評価**

## (5) 水洗化奨励金等補助事業

【事業説明】 14：35～14：54 [担当課：環境上下水道課]

【質疑応答】 14：55～15：17 ●委員長、◎評価委員、○公募委員、□担当課

- ◎：奨励金制度そのものの廃止はやむを得ないと思うが、未接続の方が残ることになる。町として説得していくとのことだが、町としてこの接続率のままでいってしまうということについてどう考えるのか。
- ：町としてこの接続率は低いと考えている。個別の説明、広報で特集記事の掲載、通知をするなどの対応をしている。コロナの関係もあって、個別訪問してお願いすることは難しいが、接続率を上げる努力は引き続きやっていかなければならないと思っている。下水道をスタートした時点で平成3年度から工事を始めて、流せるようになったのは平成11年度である。ご自宅の前に下水道が接続できる環境は整ったのに、接続ができない期間があったのが、接続率の低さに結び付いているのではないかと思う。高齢世帯だと、それだけの金額を投資するのが難しいという意見もある。
- ：浄化槽のほうがコストはかかるとの話であって、下水道のほうが安くなると指導をしているようだが、浄化槽そのもの自体はいけないものなのか。公衆衛生上、浄化槽だと問題が発生するのか。
- ：合併処理浄化槽はしっかり管理されていれば、公衆衛生上は問題ない。
- ：500世帯程度の方がお金の問題で接続できないのであれば、法定点検等がしっかりできているのか、適正管理ができているかという点が心配になる。法律上、公衆衛生の観点からやりなさいというものなので、あなたの暮らし方が社会に害悪を与えているという状況になっていて、町が補助金を出すからやってくださいということではない。下水道法も法律上、義務規定になるし、浄化槽法上も違反していることになってしまう。そこを町として公衆衛生上、問題が発生しやすいところから浄化槽のチェックをしていかなければならない。
- ：中井町の浄化槽の適正指導は、県が担当となる。県で情報を管理しているが、あまり正確ではない情報なので、適正かどうか分からない。
- ：町民の生活・健康が最も問題になる。町の管轄ではなく、県の所管と話をしても町民に納得してもらえない。県がそういう状況であれば、町から県にしっかりとやるように言うとおかないといけない。そのようにしておく、町に責任はなくなる。県に対してきちっと浄化槽のチェックをしていただくように伝えたほうがよい。
- ◎：資料8ページで接続率が82.45%とあるが、中井町の中に公共下水道の供用開始区域が82.45%整備されていて、残りの区域は整備されていないという理解でよいか。
- ：1,999ha 中井町の土地があって、その中で下水道のエリアとして定めているのが306.05haになる。そして、整備面積が252.34haなので整備率が82.45%になる。なぜ100%ではないのかという点については、資料中のピンク色のエリアで、インター周辺の整備しているエリアになる。井ノ口と中村の境にあるメガソーラーのところの

開発エリア、地図の真ん中でピンク色になっているのが、井ノ口小学校の秦野二宮線バイパスの県道になる。こちらはサービス業でないと建物が建てられないエリアとなっていて、基本的には開発者が下水道を整備するエリアになっている。

したがって、町として整備するところはほぼ終了している。

●：ピンク以外の町のエリアは整備が整ったということでよいか。

□：そのとおりである。

1,999ha あるうちの整備面積が 252.34ha で全体計画区域 306.05ha になっていて、今の下水道区域と設定しているのが、市街化区域か市街化区域に隣接する市街化調整区域になり、遠藤原や砂口方面などは下水道エリアにもともと指定されていない。

●：そのエリアは法律等で決まっているのか。

□：認可になる。県が区域を決めている。それに基づいて事業をやっている。

○：工事の終了率 75%を上げていきたいというのが狙いだと思うが、工事する金額が出せない、必要性を感じないという方に対して、町が先に工事をしてしまっ、後で数年かけてローンのように費用を回収する方法ができるのではないか。

今の制度だと一時金になっており、初期費用が大変になっている。それで工事に踏み込めない感じがした。

今後の予算案としてそういった考え方もできるのではないか。

□：今のご意見の趣旨とは違ってしまいが、奨励金の支給のほかに個人の方が金融機関からお金を借りて整備するときの利子補填をする制度もあるものの、あまり活用がない。どちらか選べる。期限を区切ってやる奨励金は3年以内にやるのが前提となる。元金は残る。

●：法解釈の基本からすると、公金を使って補助金を出すのはおかしい。

所得税を払う義務について払わないと脱税になる。今年、払ってくれるのであれば補助金出すとなると意味が分からない。

例えば、先ほどの話のように分割にすることは税務署も無利子でやってくれる。

一度に支払えなければ分割するというは実際に公金でやっている。

ただし、債権・債務の関係で分割はOKだが、下水道法上、この仕組みが準用できるかというかどうか。お金は工務店に支払う。町は立場上、債権者ではない。下水道法上の義務を負う者への補助ではなく、工務店に対して補助するというやり方はあり得る。

法律違反をしていることを前提として、行政指導をしていくことになる。

【評価】 15：18～15：22

◎：D評価。

法律があるのであればそれに従ってもらうべき。

◎：D評価。

担当課の意向通りでよい。法律上の問題だから、これでよいと思う。

●：D評価。

担当課が廃止と言っているのものでそれでよい。ただし、今後どうするか。これまでは餡があったが、餡なしに行政指導をしていかなければならない。

同じ行政指導でもやり方が変わるので、いかに下水道の接続率を上げていくかは大変な話である。

県も絡んでくる話。75%しか接続されていなくても、公衆衛生上しっかり管理されていれば問題ない。

法定検査と言っている以上は法定上の義務。県を巻き込んでちゃんとやっていくことを要望していくことになる。今後、どういう形で展開していくかになる。

ぜひ実効的な展開を期待したい。

**【結果】 D評価**

## (6) 空き家対策に関する事務

【事業説明】 15：31～15：51 [担当課：企画課]

【質疑応答】 15：52～16：11 ●委員長、◎評価委員、○公募委員、□担当課

- ◎：資料4ページに転入者数の目標数値を380人としているがどういう考えか。
- ：総合計画の後期基本計画で最終的に380人をめざすというもので、現在はもっと低い数値だが数年で上げていきたいというもの。
- ◎：空き家対策は中井町だけではなく、全国的な問題だと思う。  
少子高齢化対策として空き家対策が生じていると思う。出生率を上げることは難しく、外部から人を呼ぶしかない。  
補助制度の利用者がそれほど多くない。PRしていると思うがなんとかなるとよい。  
不動産の情報を提供しているかと思うが、具体的にやっていることを教えていただきたい。
- ：都内で行われている移住イベントで、町が行っている支援制度などを紹介している。
- ◎：関心した点として、資料の10ページで市内連絡体制がしっかりとれている。何か問題があったときに、体制がしっかりしてよい。  
事業の概要に記載されているように、必要性がこれから増していくことが想定される。  
この事業は必要性が本当に大きい。ぜひ事業を継続していただき、PRをよくやっていただきたい。テレビで取組の内容を紹介しているものもあると思う。視覚的にPRできると違うと思う。tvkなどと連携できるとよいのではないか。
- ：空き家バンク事業の説明ができるようなチラシはあるか。
- ：ある。
- ：リーフレットがあれば展開していきたい。
- ◎：今の状況で空き家となっているものは、商売抜きで借りられるケースがあると思う。  
そういう面でのPRをしていただきたい。
- ：空き家バンク制度の周知については、固定資産税の納税通知書にチラシを入れてきたが、ここ最近反応があまりないという状況で、広報の仕方をもっと工夫していきたい。
- ：空き家改修事業補助金の実績で、実際に補助金を使わなくても町外から移住してきていられる方が見受けられるが、移住者の人数や世帯数の実績はあるか。
- ：個別にはとっていないが、全体の統計の中で把握している。  
その中で、1年に1回になってしまうが、年代別の情報が分かるので把握できる。  
また、町が行っている補助の関係で、外から転入してくる方に対して、三世代の同居・近居に関する別の補助制度があって、それにより何人入ってきているかは分かる。
- ：イベントに参加したなど、積極的にやっていることは聞いている。
- ：資料12ページより、役場にお問い合わせすると町が雑草を刈ってくれるのか。
- ：シルバー人材センターに委託すると、雑草の駆除等をしてくれる。
- ：それに関する町からの持ち出しはあるのか。
- ：持ち出しはない。
- ：日本全国、空き家に関する問題はあるが、不適正管理物件という。自分の土地・家屋であり、所有権者であれば公共の福祉に適合した形でやらなければならない。不適正管理



物件に対しては、規制行政を展開すべき。

中井町では空き家バンク設置要綱、改修補助金要綱はあるけど、空き家対策条例がない。空き家は第三者の近隣に迷惑をかけている。

自分の財産は自分で管理するのが当たり前。補助金を出す、空き家バンクをやるだけではなく、不適正管理物件を管理できていない方に対しての規制行政をしていかなければならない。

町で大きな問題になっているのであれば、議会が動く問題になる。きちっと対応する姿勢を持つべき。

空き家の問題と人口問題をリンクして出しているが、その前の問題として、空き家を出させない対策をしなければならない。

亡くなる前、引っ越す前に自分の財産をしっかりと整理すれば空き家は生まれない。空き家は自動的に生まれるものではない。

まずは条例を作るべき。義務規定、禁止規定をおき、処罰規定もおいて適正に運用していく。

空き家の見分けがつかないということに対して、空き家に対してアプローチをしていくとなるとグレーになってしまう。言い逃れができてしまう。

空き家であろうがなかろうが、周りに迷惑をかけているかどうかという点でアプローチしていけばよい。

それでも空き家になるのであれば、立ち入り調査をできるようにする。

制度設計を議会と連携して進めていくことが大事だと思う。

そのうえで、人口問題と絡めてどのように空き家を利活用していくのかという話になっていく。

高齢化社会が進んでいけば、空き家は増えていく。まずは空き家を出させない。

問題の設定としても、不適正物件対策と切り替えて対応していったほうが、ごみ問題や悪臭・騒音に対して対応できる。

**【評価】** 16 : 12～16 : 16

◎ : A評価。

現状通り進めていければよい。委員長指摘を踏まえて進めていただきたい。

◎ : A評価。

理由は同じ。

● : C評価。

空き家対策というテーマについて、空き家を出させないようにどうするかという点が抜けてしまっている。少子化に対して人口施策はできるが、高齢化に対する政策はない。空き家は確実に増えていく。

条例をつくって、根本の部分に対応していただきたい。制度設計上は弱い。空き家対策条例は全国にたくさんある。空き家対策特別措置法もある。立法努力をお願いしたい。

**【結果】** B評価

## 結果一覧

事業名	評価
国際交流事務	B評価
G I S 業務委託事務	B評価
敬老会・敬老祝い金支給事務	C評価
避難行動要支援者登録事業	B評価
水洗化奨励金等補助事業	D評価
空き家対策に関する事務	B評価

### <評価基準>

- A：現状どおり事業を進めることが適当（適当）
- B：事業の手段・効率性を改善し効果が高めることが適当（改善・継続）
- C：事業目的や事業主体など抜本的な見直しが適当（抜本的な見直し）
- D：事業の休・廃止を検討（休・廃止）